

令和8年度スポーツ市民アンケート調査業務委託

令和8年3月24日

岡山市スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課

No.	項目	質問	回答
1	仕様書 第2節6(2)	「調査票は市が提示する案をもとに印刷」とありますが、どの程度設計に関われば良いでしょうか。	初案は市からのお渡しとなります。調査票作成のための協議の中で、設問の追加等がある場合、修正作業を求められることがあります。
2	仕様書 第2節6(6)ア	データ入力、岡山市内での作業であれば、貴市の許可を得た上で、外部協力会社（岡山市外含む）等に委託することは可能でしょうか。	可能です。 再委託をされる場合は、「下請負通知書」をご提出ください。
3	仕様書 第2節6(6)オ、8	作業計画書、報告書について、様式は決まっていますでしょうか。	作業計画書・報告書には、決まった様式はありません。 ただし、報告書は、仕様書にあるように、過去の報告書の編成に合せ、過去のデータとの比較が容易にできるものとしてください。
4	仕様書 第2節6(6)オ	報告書等を作成するにあたり、前回調査で得られた納品物（報告書やグラフ集）を編集可能な形式で提供いただくことは可能でしょうか。（報告書：Word、グラフ集：Excel）	可能です。 ただし、本業務により得られた情報と同様に、本仕様書に則り、適正に管理をお願いします。
5	仕様書第3節1(3)	作業場所は隔離された環境が必要でしょうか。パーティション等で仕切った上で、データの混同がないよう十分配慮した上であれば他業務と共有のスペースで問題でしょうか。	パーティション等で仕切り、データの混同がないよう十分配慮した上であれば、他業務と共有のスペースで問題ありません。その場合も、誰が入室したかは確認できるようにする等、適正な管理をお願いします。
6	仕様書第3節1(3)	成果品の品質を高める、また効率的に業務を進める観点から、専門性を有する担当者と分業する目的で、事前に申請を行ったうえで当社の別拠点で作業を行うことは可能か。	可能です。 作業に際しては、本仕様書に則り、個人情報保護に係る物理的・技術的・組織的な安全管理措置を十分に講じてください。